
居住衛生設備規則検査要領

要
領

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 達 第 20 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 6 月 30 日 達 第 20 号
居住衛生設備規則検査要領の一部を改正する達

「居住衛生設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

3 編 居住衛生設備

1 章 船員に関する設備

1.1 一般

1.1.10 を次のように改める。

1.1.10 防音措置等

- 1. 規則 3 編 1.1.10 にいう「本会が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認めた場合は、この限りではない」とは、次の(1)又は(2)の場合をいう。
 - (1) 高速船規則 1 編 2.1.2 に定義する船舶及び鋼船規則検査要領 B 編附属書 ~~B2.3.1-1-(11)~~ 2.3.1-2、「船内騒音計測に関する実施要領」 An1.1.2-3.(1) から (7) に該当する船舶について、騒音値を低減するための措置を講じることが当該船舶の機能を損うこととなる場合
 - (2) 鋼船規則検査要領 B 編附属書 ~~B2.3.1-1-(11)~~ 2.3.1-2、「船内騒音計測に関する実施要領」 An1.1.3 による場合
- 2. 規則 3 編 1.1.10(1) にいう「本会が適当と認める騒音レベル」とは、鋼船規則検査要領 B 編附属書 ~~B2.3.1-1-(11)~~ 2.3.1-2、「船内騒音計測に関する実施要領」表 An4.1 に示す騒音レベルをいう。
- 3. 規則 3 編 1.1.10(1) にいう「本会が適当と認める方法」とは、鋼船規則検査要領 B 編附属書 ~~B2.3.1-1-(11)~~ 2.3.1-2、「船内騒音計測に関する実施要領」による。
- 4. 規則 3 編 1.1.10(2) にいう「本会が適当と認める空気音遮断性能」とは、鋼船規則検査要領 B 編附属書 ~~B2.3.1-1-(11)~~ 2.3.1-2、「船内騒音計測に関する実施要領」5 章による。
- 5. 規則 3 編 1.1.10(3) にいう「本会が適当と認めるところ」とは、鋼船規則検査要領 B 編附属書 ~~B2.3.1-1-(11)~~ 2.3.1-2、「船内騒音計測に関する実施要領」6 章による。

附 則

1. この達は、2022 年 6 月 30 日から施行する。